

2022年3月31日

日 交 労 働 組 合
執行委員長 溝上 泰 央 殿

日 本 交 通 株 式 会 社
代表取締役社長 若 林 泰 治



回 答 書

3月8日付、貴労組から本年度春季賃金改定等に関する要求書が提出され、以来厳しい議論を重ねて現在に至っております。

新型コロナウイルスの蔓延が確認されて2年が経過しました。1月の感染者増加を受けた「まん延防止等重点措置」もこの3月22日に解除され、世間は少しずつコロナ前の活況を取り戻しつつあります。この状況を受け、当社の業績も少しずつ回復方向に向かっていますが、未だコロナ蔓延前には遠いものです。また、未知のウイルスが猛威を振るい、その対応策も定まらなかった昨年・一昨年の状況から、「ウィズコロナ」という感染防止と経済活動の存続の両立、という新たなステージに突入した現在では、我々を取り巻く社会環境も大きく様相が変化しています。

この2年間、日本交通は業界のリーディングカンパニーとしての責任を果たすべく、公共交通機関として運行を継続してきました。その結果「ハイヤー・タクシーは新型コロナ感染リスクの最も低い移動手段」と世の中に認知されました。また、会社としても、ハイヤーでは「受験生送迎パック」等の新たなコンセプト商品の開発、タクシーにおいては安全性を大きくアピールする「ニューノーマルタクシー」の全車導入等、様々な経営努力を実施して来ましたが、この状況下においても乗務員一人一人が、マニュアルに沿った質の高いサービスを提供してくれたことにより「選ばれるハイヤー・タクシー会社」として同業他社を圧倒しています。

しかしながら、既に高騰を続けている燃料費もウクライナ問題により更なる上昇が見込まれ、事故の増加による車両修繕費と任意保険料の増加が、会社の収支に大きく影響を及ぼすことが予想されます。

更に今後の第7波の感染拡大も叫ばれる中、まだまだ予断を許さない状況下ではありますが、2022年貴労組の春闘要求を真摯に受け止め、最大の誠意を持って次のとおり回答するものと致しますので、特段のご理解と引き続きのご協力をお願い申し上げます。

記

1. 賃金改定等

本年4月16日現在本採用者に対し次のとおりとする。

(1) 都内ハイヤー乗務員

① 月額一人平均総原資を次のとおりとする。

イ、勤続20年以下の者については、月間一人平均総原資 2,000 円（定昇・勤続給）を増額支給する。（但し、60才以上は 1,200 円）

尚、今年度より勤続年数については25年まで延長するものとし、勤続給の上限額を46,800円とする。勤続25年を超えても勤続給の上限である46,800円に達していない者については月間一人平均総原資 2,000 円（定昇・勤続給）を支給する。

(但し、60才以上は1,200円)

※20年で凍結となっていた勤続給の取り扱いを最大で5年間延長する。

ロ、勤続25年を超える者で、勤続給の上限である46,800円に達していない者を除き一人基礎給平均200円(定昇)を増額支給する。

(2)職員・整備士

定昇(基礎給・年令給・勤続給)を増額支給する。

(3)上記は、2022年4月16日(5月給)から実施する。

2. 賞 与 等

組員完全資格者に対し次のとおりとする。

(1)都内ハイヤー乗務員

賞与：年間一人平均支給額 520,000円

(2)整備士

賞与：年間一人平均・基準内賃金の 4.4か月

(3)賞与の配分・計算方法および、その他上期・下期の割合等については別途協議の上決定する。

(4)都内ハイヤー乗務員は、一時金として考課ランク評価制度に基づき、平均一人当たり原資を30,000円支給する。

(5)都内タクシーN型適用乗務員

業績評価一時金は、年間営業収入ランク評価制度を導入し、ランクに応じて下記(7)項に定めるとおり支給する。

(6)日本交通横浜・小田原営業所、日本交通立川、日本交通埼玉乗務員

業績評価一時金は、年間営業収入ランク評価制度を導入し、ランクに応じて下記(7)項に定めるとおり支給する。

(7)年間営業収入ランク評価は、2021年6月度から2022年5月度までの公出を除く税抜年間営業収入を評価の対象とし、本採用者に対し税抜年間営業収入700万円以上一人一律年額30,000円、600万円以上700万円未満一人一律年額25,000円、500万円以上600万円未満一人一律年額20,000円、400万円以上500万円未満一人一律年額15,000円、400万円未満一人一律年額5,000円を支給する。

(8)シルバー乗務員(都内ハイヤー・タクシー・小田原・立川・埼玉)

一時金として2021年6月度から2022年5月度までの平均月間乗務数に応じて下記に定める通り支給する。なお、日勤乗務は0.5乗務に換算する。

① 都内ハイヤー乗務員は、11乗務以上一人一律年額6,000円、6乗務以上11乗務未満一人一律年額5,000円、1乗務以上6乗務未満一人一律年額3,000円を支給する。

② 都内タクシー・立川乗務員は、7乗務以上一人一律年額6,000円、4乗務以上7乗務未満一人一律年額5,000円、1乗務以上4乗務未満一人一律年額3,000円を支給する。なお、立川12勤定時制乗務員は、11乗務以上一人一律年額6,000円、6乗務以上11乗務未満一人一律年額5,000円、1乗務以上6乗務未満一人一律年額3,000円を支給する。

③ 小田原乗務員は、8乗務以上一人一律年額6,000円、5乗務以上8乗務未満一人一律年額5,000円、1乗務以上5乗務未満一人一律年額3,000円を支給する。

④ 埼玉乗務員は、9乗務以上一人一律年額6,000円、5乗務以上9乗務未満一人一律年額5,000円、1乗務以上5乗務未満一人一律年額3,000円を支給する。

(9) 支給対象者

前各項に定める夫々の項目における資格者であって、支給日当日在籍者とする。

(10) その他

①4月1日付にて虎ノ門病院の入構券を廃止し、非喫煙者かつニューノーマルタクシー専用の乗り場に変更する。慶応病院・東京女子医大の専用乗り場についても虎ノ門病院の運用状況を見ながら、順次同様の取り扱いとしていくものとする。

②タクシーの防犯対策として、防犯マニュアルの作成及び講習会を実施するとともに、スモークガード等の車両防犯装備を検討・設置していくものとする。

③退職金制度の再構築については引き続き検討していくものとする。

(11) 緊急避難対応

政府の方針でロックダウン等が実施され大幅に収入が低下した場合、一時金を含めた労働条件を労使で再協議するものとする。

以 上